

特別史跡多賀城跡附寺跡

緑化修景基本方針

(案)

【パブリックコメント募集案】

令和元年7月1日

宮城県多賀城跡調査研究所

目 次

1. 本方針の目的	1
2. 本方針の位置付け	1
3. 本方針に関連する諸計画等	1
4. これまでの整備における緑化修景	10
5. 現況と課題	18
6. 空間設定と緑化修景の方針	29
7. 事業化にむけて	42
8. 今後の課題	43

巻末資料

1. 多賀城跡から出土した植物遺体	47
2. 多賀城市の植生	52
3. 多賀城跡の主な緑地マップと主要樹種の分布	58
4. 万葉集の植物	59

例 言

1. 本書は宮城県が実施する特別史跡多賀城跡附寺跡の環境整備事業における緑化修景に関する基本的な方針を示すものである。
2. 策定にあたっては、宮城県多賀城跡調査研究所の所員による討議と検討に基づいて原案を作成し、平成29年度多賀城跡調査研究委員会で指導・助言を受け、特別史跡内の公有地を管理している多賀城市教育委員会との協議を踏まえて、須田が執筆・編集し、白崎がこれを補助した。
3. 本書で使用した写真には多賀城市教育委員会より提供を受けたものがあり、当該写真には市教委提供と記した。

多賀城跡調査研究委員会 佐藤信、阿子島香、小野健吉、熊谷公男、黒田乃生、櫻井一弥、
藤井恵介、古瀬奈津子、松村恵司（平成29～令和元年度）
鈴木三男（平成29～30年度）
佐々木由香（令和元年度）

宮城県多賀城跡調査研究所 須田良平、吉野武、廣谷和也（平成29年度）
生田和宏（平成29～30年度）
白崎恵介、高橋透（平成29～令和元年度）
古川一明（平成30年度）
村田晃一、村上裕次（平成30～令和元年度）
高橋栄一、下山貴生（令和元年度）

1. 本方針の目的

特別史跡多賀城跡附寺跡の適切な保存管理を図るため、多賀城市により昭和 51 年 3 月に策定された『特別史跡多賀城跡附寺跡保存管理計画』は、2 回の改訂を経て平成 23 年 7 月に策定された『特別史跡多賀城跡附寺跡第 3 次保存管理計画』において、整備活用についてもさらなる進展を図ることが重要な目的と位置づけられた。その背景である調査研究や整備の進展と新たな整備計画の策定、社会環境の変化等に対応する必要性の認識から当研究所は平成 28 年 3 月に『特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画』を策定し、多賀城全体を見据えた共通の整備基本方針と計画を示した。

本方針は、『特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画』に示した整備方針に基づいて、遺構の保存、歴史的景観の形成、ビューポイントからの眺望、公園的利用等の観点から空間設定を行い、それぞれにおいて緑化修景の方向性を示すものである。

2. 本方針の位置付け

本方針は『特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画』（以下『整備基本計画』と記す）の内容を具体化するため、特別史跡多賀城跡附寺跡の指定地内の緑化修景を行う際の基本的な考え方を示すものである。

3. 本方針に関連する諸計画等

緑化修景は、『整備基本計画』のほか、以下の諸計画や条例等と整合をとる必要がある。ここではそれらの諸計画等のうち、緑化修景に関連する部分について以下に抜粋して記載する。

(1) 第 3 次保存管理計画（平成 23 年 7 月策定）

昭和 63 年 3 月に改訂された『第 2 次保存管理計画』において強く認識された活用という視点を、さらに進展させることを一つの目的として再改訂された。多賀城造営当時の立地環境という歴史的価値だけでなく、市街地に残る貴重で広大な自然空間としての社会的付加価値についても再認識し、緑地や湿地等、自然環境の積極的な活用を図ることが目標・方針として示されている。

－以下抜粋－

第 1 章 総論

2) 計画の新たな視点

③未整備の既存緑地・草地・湿地等の現状維持的管理から自然学習等の活用的管理へ（P. 2）

3) 計画の新たな目標と方針

③自然環境の積極的な活用（P. 4）

多賀城が造営された当時の立地環境（地形形状・湿地 他）という歴史的価値だけでなく、市街地に残

る貴重で広大な自然空間としての社会的付加価値についても再認識し、緑地や湿地等、自然環境の積極的な活用を図る。

第4章 第3次保存管理計画

1. 計画の基本的な考え方

1) 地区区分・定義・保存管理の基本方針（P. 47）

①特別史跡の構成要素

●生活文化構成要素～主に多賀城廃絶後に形成された社会的構成要素で、時代とともに推移していく可変的なもの。

[宅地／農地・林地／宗教施設／公共公益施設／一般文化財・保存樹木 他]

②各構成要素に関する基本方針

●生活文化構成要素

主に近世以降に形成された市川集落住民の生活文化に係るもので、特別史跡指定以前から遺跡構成要素上で重層的に形成されてきている。

これらの構成要素は時代とともに推移し変化していくものであるが、良好な遺跡景観の形成に大きな役割を担っている。

第3次では遺跡構成要素の保存を大前提としつつ、生活文化構成要素についても景観面での維持向上等を推進することで共存を試み、地域に密着した特別史跡多賀城跡附寺跡として持続的な保護・継承を図る。

第5章 整備活用に関する方針

1. 特別史跡指定地内について

2) 第3次保存管理計画における新たな基本方針

④緑地環境保全地区の基本方針（P. 69）

*公有化が進捗し、まとまった緑地景観として修景可能な地区に関しては、史跡景観の一部として積極的な管理を行う。

*活用に関しても、状況に応じて里山的利用が可能な地区での体験学習等を検討する。

3) S重点遺構保存活用地区に係る整備活用計画

二) 緑化修景計画（P. 76）

*南北大路周辺、鴻の池地区周辺、南門地区周辺

・おもに上記の地区については、南北大路や政庁―南門間道路からの眺望の背景林として良好な景観の形成を図るために、既存緑地の修景や新たな緑化を行う。

・地形復元に伴う地被植栽については、歴史的景観に沿った種類を選択するとともに、盛土の崩落防止にも留意したものとする。

(2) 整備基本計画 (平成 28 年 3 月策定)

特別史跡多賀城跡附寺跡の自然環境と整備を共存させ、特別史跡の積極的な活用を進めるために、植栽による修景や既存緑地の維持・修景について、景観保全という視点から方針を示し、緑化修景計画策定の必要性をうたっている。

ー以下抜粋ー

第 7 章 整備基本計画

(1) 整備の目標 (P. 89)

古代東北の政治的・軍事的中心であった多賀城跡附寺跡を、宮城県の歴史遺産の象徴として位置づけ、確実な保存と継承を図り、来訪者がその歴史的価値と特性を理解できるとともに、緑豊かな自然環境を楽しみ得る空間を形成する。また、周辺のまちづくりと連携するとともに、市民と一帯となった多様な活用を活発化することにより、地域が愛着と誇りを持ちうる歴史的資産を創出し、内外にその魅力を発信する。

(2) 整備の基本方針 (P. 89)

③古代多賀城の歴史的景観と、多賀城廃絶以降の歴史文化遺産がもたらす景観や緑豊かな自然環境が共存し、それらに親しみ憩える場を形成する。

(3) 保存管理計画地区区分における各地区の保存活用の基本的な考え方 (P. 89)

④B緑地環境保全地区は、主に多賀城跡の丘陵斜面にあたり、低丘陵地形を明瞭に示す地区であることから、その地形の保全を図るとともに、緑地的な利用に供する地区として、既存緑地の保全に努め、必要に応じて植林、植生復元等の整備を図る。

(4) 各地区の保存活用に関する整備方針

④B緑地環境保全地区 (P. 93)

B緑地環境保全地区は、城内丘陵部の斜面地にあたり、d. 南辺東地区、g. 作貫地区、i. 東辺地区、j. 政庁東方地区、k. 六月坂地区、m. 西門・五万崎地区、l. 政庁西方地区、n. 金堀地区、p. 北辺地区、q. 多賀城廃寺跡地区等の縁辺部で、低丘陵の地形とともに景観を構成する重要な要素となっている。したがって、これらは基本的に現状を維持することとし、公有化した緑地は整備の必要性に応じて修景していく。また、里山体験学習等の活用を検討する。

(5) 遺跡の保存活用に関する整備方針

⑤景観保全に関する方針

a. 植栽による修景 (P. 95)

整備地の空間的調和を図り、来訪者に快適な散策空間と緑陰を提供するために適切な植栽を行う。また、整備地と市川集落等の生活文化構成要素との景観調和あるいはプライバシーの保護のためにも植栽を利用する。

今後の整備にあたっては、全体として古代の植生の雰囲気伝えることをめざしつつ、植栽を行う場ごとに持たせるべき役割を定め、それに適した種・密度等を検討していく。これには、開花・紅葉・結実の特徴や樹高・樹形といった外観上の特徴を十分に考慮する必要がある。これらについては、緑化修景計画として今後具体的な計画を検討していくこととする。

多賀城跡の古代の植生変遷は、花粉分析と出土木材の樹種同定により、以下のように復元される。丘陵上には元来コナラ・イヌブナ・イヌシデ等の冷温帯性落葉広葉樹林が分布していたが、多賀城の創建以降に伐採が進み、木本が減少するとともに陽地性の草本植生がひろがり、またアカマツ二次林も形成された。低地にはハンノキの湿地林が形成されていたが、これも開発により減少していった。したがって、樹木の植栽にあたっては、当時の植生に近似させるよう、分析結果を踏まえて仙台地方在来のものを選択し、外国産種及び当時に存在が想定できない園芸種あるいは園芸品種は特別な理由がない限り避けるものとする。また、将来樹根が遺構面に悪影響を与えないよう植栽位置と樹種に注意する。

盛土を行った整備地の地表面には、土砂の流出を防ぐとともに修景上からも日本芝等の在来の地被植物を植栽することとする。

花卉類についても、整備地ほかのオープンスペース、C湿地環境保全地区周辺等において適切な場を設定して植栽し、来訪者の目を楽しませるよう努める。歴史的環境の創出をめざす必要な区域における植栽種は、万葉植物等の中から東北地方の在来種を選定するものとし、園芸品種を避け、できるだけ原種に近いものを選択する。

b. 既存緑地の維持・修景（P. 95）

B緑地環境保全地区等に存在する既存の林地は、この地の景観を長く形作ってきたものであるため、これらを維持・修景し利用していくことを基本とするが、史跡の中核部分を中心に、古代の植生にできるだけ近づけるよう改良・管理を行うことが望ましい。

公有化した林地においては、従来通り危険木・枯損木の除伐を行うとともに、密生部の間伐・灌木の伐採等を行い修景を図る。その際には、貴重な植物や鳥獣類の育成・生息環境の維持に配慮する。

民有林においては、所有者の協力を得て整備地との境界・園路沿いを中心に枝払い・下草刈り等を行い、散策の快適性を確保していく。

林地の多くは丘陵斜面にあり、丘陵ごとにまとまって存在する官衙を区切る役割も果たしている。しかし斜面にはスギ人工林も多い。古代の当地域の植生にスギは稀であり、現在の林地は当時の植生の雰囲気伝えるものではない。しかし一方で、スギは主に戦後に木材生産のために周辺住民によって植林されたものであり、当時の生業を物語る生活文化構成要素と見することもできる。また、これらには民有林も多く、一斉に伐採し他の樹種に替えることは現実的には困難である。したがって、スギ林については、整備地の周囲や園路沿いを中心に間伐・枝払い・下草刈り等の人工林としての育林・管理を行うことによって林間を明るくし、散策が快適にできるよう修景していくとともに、時間をかけながらも様々な機会を捉えてモミや落葉広葉樹を中心とした自然林的植生に変えていくことを検討する。

多賀城市指定の保存樹や古木は、長い間地域の住民によって守られてきたものであり、周辺の景観の核となっている。したがって、これらは今後とも適切に維持管理していく。

(3) 名勝おくのほそ道の風景地「壺碑・興井・末の松山」保存活用計画

(平成 28 年 3 月策定)

多賀城碑周辺は平成 26 年 10 月に名勝として指定された。保存活用計画は、『特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画』の内容と整合性を図りながら策定され、そこにおいて植生は歌枕顕彰要素と位置づけられ、樹木の枯損が課題とされており、経過観察と日常管理と修理を実施する方策が示されている。

ー以下抜粋ー

<p>第 7 章 保存のための方策</p> <p>2 構成要素ごとの方策</p> <p>壺碑（つぼの石ぶみ）の保存に関する方策（指定地内）（P. 62）</p> <p>要素：植生 歌枕顕彰要素</p> <p>方策：管理整備 経過観察</p> <ul style="list-style-type: none">・維持管理業務の一環として経過観察を実施する。その際には、観察事項を明確化するとともに、定点撮影で記録に残す。また、定期的に専門医による既存樹木の診断を実施し、その結果をもとにマツクイムシ防除などの措置を講じる。・ソメイヨシノなど枯損が著しい既存の樹木に関しては、経過観察の結果を踏まえ、場合によっては除去する。・当地域に自生しない樹種については除去することを基本とする。 <p>第 8 章 活用のための方策</p> <p>5 活用のための整備</p> <p>(1) 壺碑（つぼの石ぶみ）</p> <p>本計画における方策（P. 87）</p> <p>芭蕉が訪れたと考えられる西側からのルートにも配慮しながら、丘陵・多賀城碑・覆屋・石碑・樹木で構成される景観の保全と向上を図る。</p> <p>整備基本計画案における方策</p> <ul style="list-style-type: none">・修景 <p>南門・築地塀・政庁南大路復元に直接影響を及ぼす部分以外では、既存樹木や露出した巨石、石垣等を現状維持とするとともに、適切な修景を行う。また、復元に伴う盛土を最小限に抑え、覆屋と樹木・地形・石碑等が形成している一体の景観保全を図る。</p> <ul style="list-style-type: none">・植栽・修景 <p>多賀城碑周辺のほか、地区の丘陵頂部周辺にある既存林は現状維持を基本とし、史跡景観の一部として枝払い・下草刈りなど積極的な管理を行う。未調査地あるいは遺構整備周辺のオープンスペースには、緑化修景計画に基づき適切な植栽を行う。ただし、植栽が表示・復元した遺構を遮蔽しないよう留意する。</p>

(4) 史都・多賀城「緑の基本計画」(平成10年3月策定)

市が定めた都市の緑全般に関する計画で、その中において多賀城跡周辺は歴史的樹林であり、市の面的な骨格を形成する緑地として重要であり、公園的利用と積極的な緑地保全の検討の必要性が基本施策として示されている。

ー以下抜粋ー

4. 緑の施策(緑地の保全及び緑化の推進のための施策)(P. 24)

①緑の保全計画

基本施策

1. 樹林地の保全と活用

●多賀城跡～加瀬沼周辺地区の公園的利用と積極的な緑地保全策の検討。

○加瀬沼公園の整備推進、多賀城跡の歴史公園化の検討。

○公園化と合わせ、当該地区一帯を【仮称：史都の森】として整備。国蝶オオムラサキ、カブトムシ、ドングリ、カタクリ、白鳥、野鳥、リス等とふれあえる森づくりを通して、市民が楽しめる場、環境学習の場の整備を検討。

5. 緑化重点地区の設定(P. 27)

緑化重点地区は、緑地の配置方針との整合性を図りつつ、重点的に緑化を推進し、かつ実現性の高い地区等を抽出し、地区レベルの詳しいプランを策定するもので、次の地区等を設定する。

⑤多賀城跡一帯：多賀城跡、加瀬沼公園、中央公園などから構成される本市の歴史と緑の拠点であり、市民と自然とのふれあいや文化財に親しむ方策を検討する。

(5) 多賀城市 歴史的風致維持向上計画(平成23年11月策定)

多賀城市の歴史的風致の維持と向上、後世への継承のため、多賀城跡や歌枕の地について整備や景観に対する措置を実施することを示している。

ー以下抜粋ー

第7章 歴史的風致維持向上施設の整備・管理に関する事項

2 歴史的風致維持向上施設の整備・管理に関する事項

(1) 歴史的風致の舞台となっている施設の修理や整備に関する事業

・事業の名称：特別史跡多賀城跡附寺跡環境整備事業(P. 91)

事業の概要：歴史的風致を形成している多賀城跡において、年次計画に沿って実施している発掘調査の成果に基づき、遺構等の平面表示や、遺構を結ぶ園路、説明板、修景整備などを実施している。

(2) 歴史的風致の維持向上に資する環境整備に関する事業

・事業の名称：塩竈街道修景事業(P. 98)

事業箇所及び区域：市川・南宮地区

事業の概要：歴史的風致を形成している塩竈街道における道路の美装化、説明板の設置、公共施設(電

柱・交通標識・街路灯等)の整備、沿道に存する住宅外構部の修景等を実施し、塩竈街道の歴史を伝える景色を再生させる。

(3) 文化財の調査・保存・活用に関する事業

・事業の名称：多賀城跡歴史体験学習事業（P. 102）

事業箇所及び区域：市川地区

事業の概要：特別史跡内において、小学生等に古来からの備荒作物の栽培等を体験してもらうことにより、多賀城の歴史及び災害に対する備えについて学んでもらう。

(6) 宮城県自然環境保全条例（昭和47年7月15日制定 条例第25号）

緑地環境保全地域として加瀬沼を中心とした地域（多賀城跡北辺部等）が指定され、建築物や道路、宅地造成などの行為には届出が必要であり、開発行為には一定の規制が施されている。

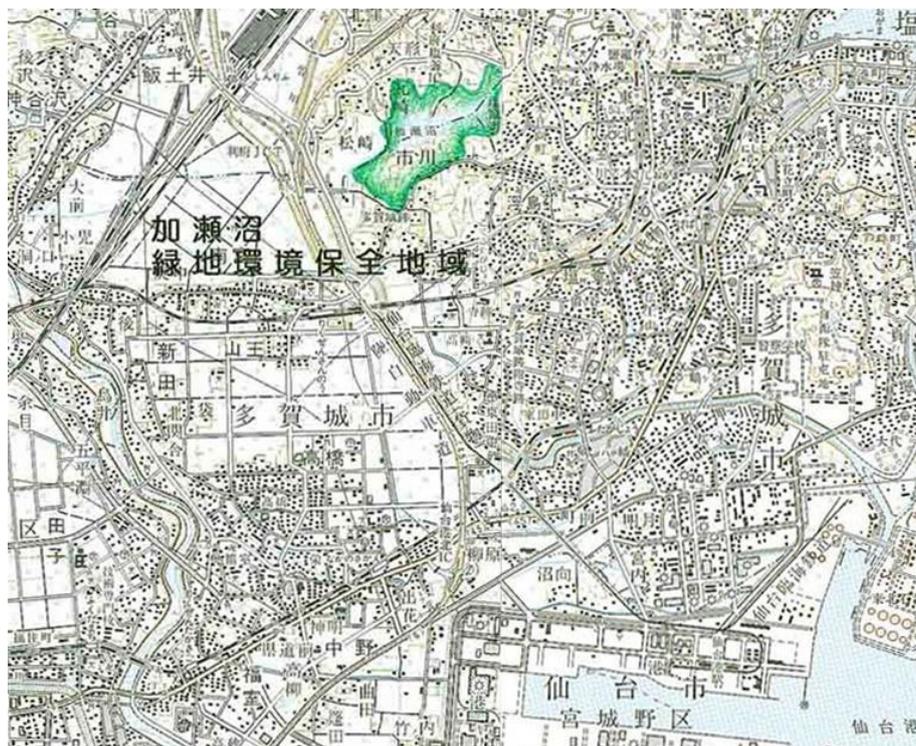


図1 加瀬沼緑地環境保全地域 区域図

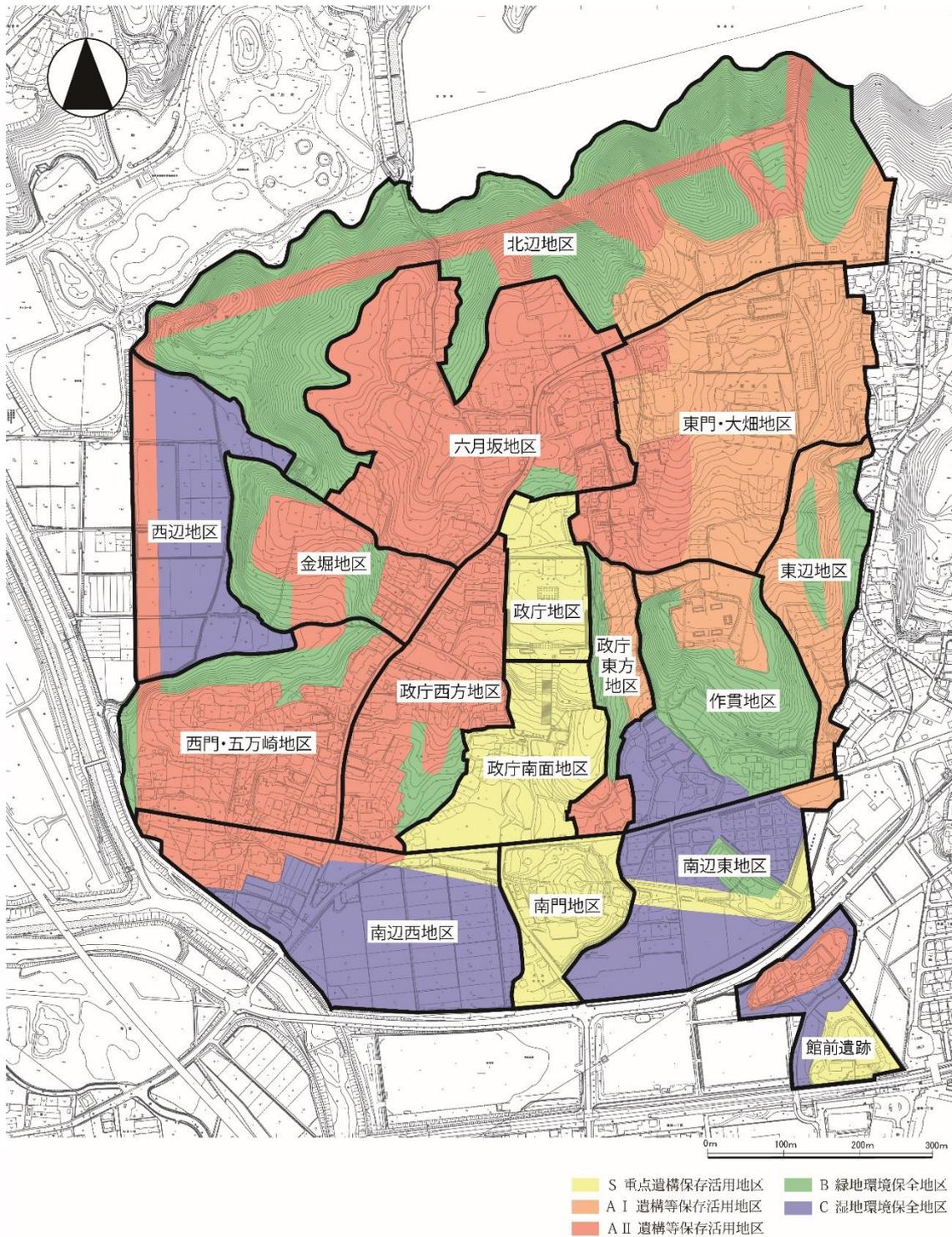
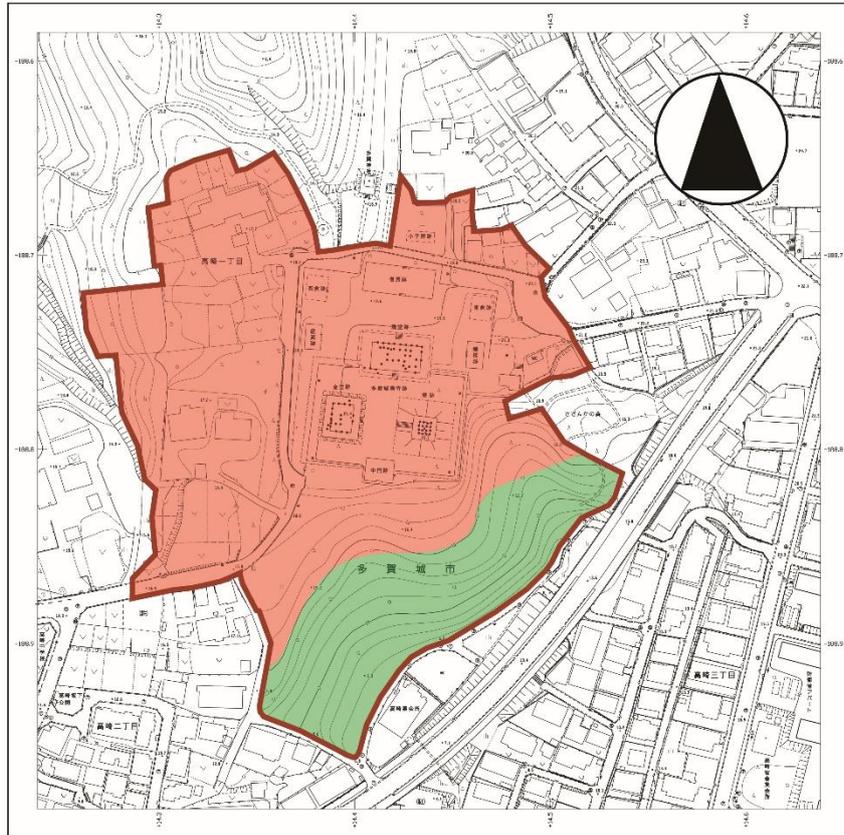


图2 第3次保存管理計画地区区分(1)(『特別史跡多賀城跡第3次保存管理計画』より)と地区名称

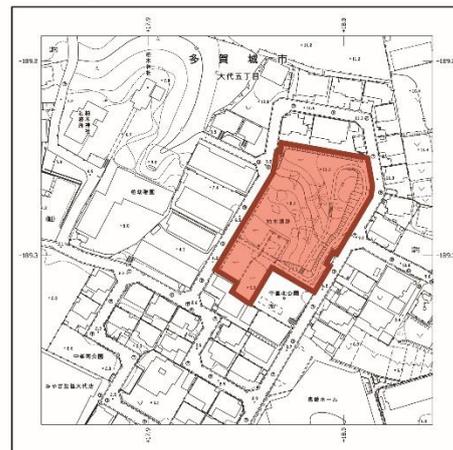
多賀城廃寺跡



山王遺跡千刈田地区



柏木遺跡



- A II 遺構等保存活用地区
- B 緑地環境保全地区

图3 第3次保存管理計画地区区分(2) (『特別史跡多賀城跡第3次保存管理計画』より)

4. これまでの整備における緑化修景

特別史跡多賀城跡附寺跡の整備事業は、昭和 41 年度から当時の多賀城町が事業主体となって多賀城廢寺跡の整備を行ったことに始まる。昭和 44 年に多賀城跡調査研究所が設立されてからは多賀城跡調査研究指導委員会（当時）の指導のもと、昭和 45 年度から研究所による整備事業が開始された。その基本方針は、歴史的意義を示す遺構を表示することによって史跡の歴史博物館化を図るとともに、既存の良好な緑地を保存しつつ、レクリエーションや憩いの場として解放し積極的に活用を図ることとした。

最初の整備事業から既に 50 年以上が経過し、その間に実施した整備事業に伴う緑化修景について以下に記述する。

（1）政庁地区

昭和 45 年度に南面の東西前殿の遺構表示としてシバを張り、昭和 48 年度には北辺西部を中心に築地塀跡の外側にスギ、内側にソメイヨシノ、クロマツを植栽した。正殿前のサクラ類と北東部にあった多賀城神社の社林は残している。昭和 61 年度に政庁南大路復元のため、当該範囲の植栽していた樹木を伐採、移植した。平成 20 年度から平成 26 年度に実施した再整備により、政庁跡北辺北側の植栽したスギなどを伐採し、西辺の外側の樹木も間伐した。

（2）政庁南面地区、政庁東方地区

昭和 47 年度に政庁を囲うように、政庁地区の南側と東側（政庁東方地区西側）にソメイヨシノやクロマツ、スギ、サザンカ、ネズミモチ、イヌツゲ、ツツジ、オオムラサキツツジ、サツキを植栽した。昭和 61 年度に政庁南大路の整備のため当該範囲の既存林を伐採した。平成 28 年度には、政庁跡から城前地区へ樹幹越しに眺望を確保するため、東側の樹木を再度間伐した。政庁南大路の暫定的な遺構表示として NPO 法人により平成 20 年度にコスモスが、平成 24 年度にはミヤギノハギが、地区の南東部にはアヤメが植栽されたが、平成 29 年度から着手した政庁南面地区の整備工事に際して撤去した。

（3）南門地区

昭和 53・57 年度に南門と築地塀跡の保護・整形と多賀城碑周辺の修景整備に伴い、灌木の伐採・伐根、盛土流出防止のための地被植物（チャボリュウノヒゲ）やコグマザサを植栽した。昭和 54 年度には南門南側の整備により地被植物の植栽、丘陵頂部付近の藪の除去とクロマツの移植を実施した。昭和 55 年度の地区東側便益施設周辺の整備と昭和 57 年度の地区北東部の整備で、ヤマザクラやクロマツ、ケヤキ、ヤマモミジ、ヤマツバキ、カンツバキ、ノカンゾウ、ヒオウギ、モミジ類、シロヤシオ、レンゲツツジ、ミヤギノハギを植栽した。

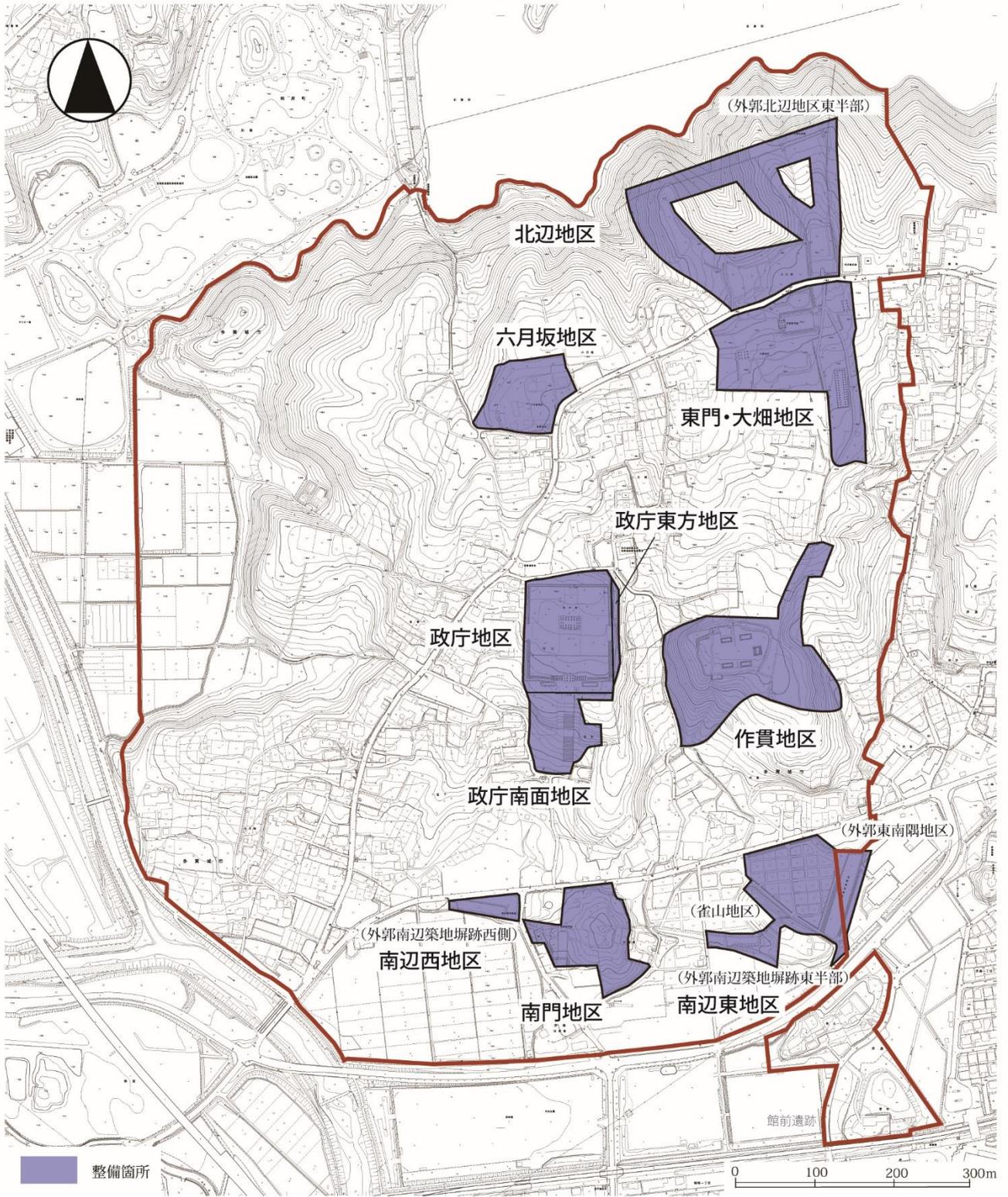


图4 環境整備事業実績図

(4) 南辺東地区

昭和 51・53 年度に東北歴史資料館（当時）と南門地区を繋ぐ連絡園路の整備に伴い、ケヤキやヤマザクラ、ソメイヨシノ、ハンノキ、ヤマツバキ、ドウダンツツジ、ハギ類、クマザサ、湿地にイグサを植栽した。昭和 52・53 年度には湿地の一部にハナショウブを植栽して湿地環境の保全と両立させた整備を開始し、以後のあやめ園の端緒となった。昭和 56 年度には南辺築地塀跡の整備に伴い、土手状に盛土整形して表示した築地塀跡のグランドカバーとしてコグマザサを植栽し、既存の樹木を伐採した。雀山地区にはコナラなどの良好な雑木林が存在するため、小丘陵全体を園地化することを目的に、昭和 61 年度に間伐、下草刈りなどの修景を実施した。

(5) 南辺西地区

昭和 52 年度に地区北東部の外郭南辺築地塀跡と櫓跡、及びそれに伴う盛土地業の整備に伴い、築地塀跡を表現するためイヌツゲを 2 列に列植し、盛土部分にはノシバを張った。

(6) 作貫地区

昭和 57 年度から 63 年度にかけて実施した整備事業に伴い、周囲を取り囲み長らく放置され景観的に好ましくない状態であった丘陵斜面のスギの間伐、枝打ち、風倒木の撤去を実施した。伐採本数は約 1,000 本で、復元遺構表示として土塁の上にアセビを、東側園路に沿ってツバキを植栽した。

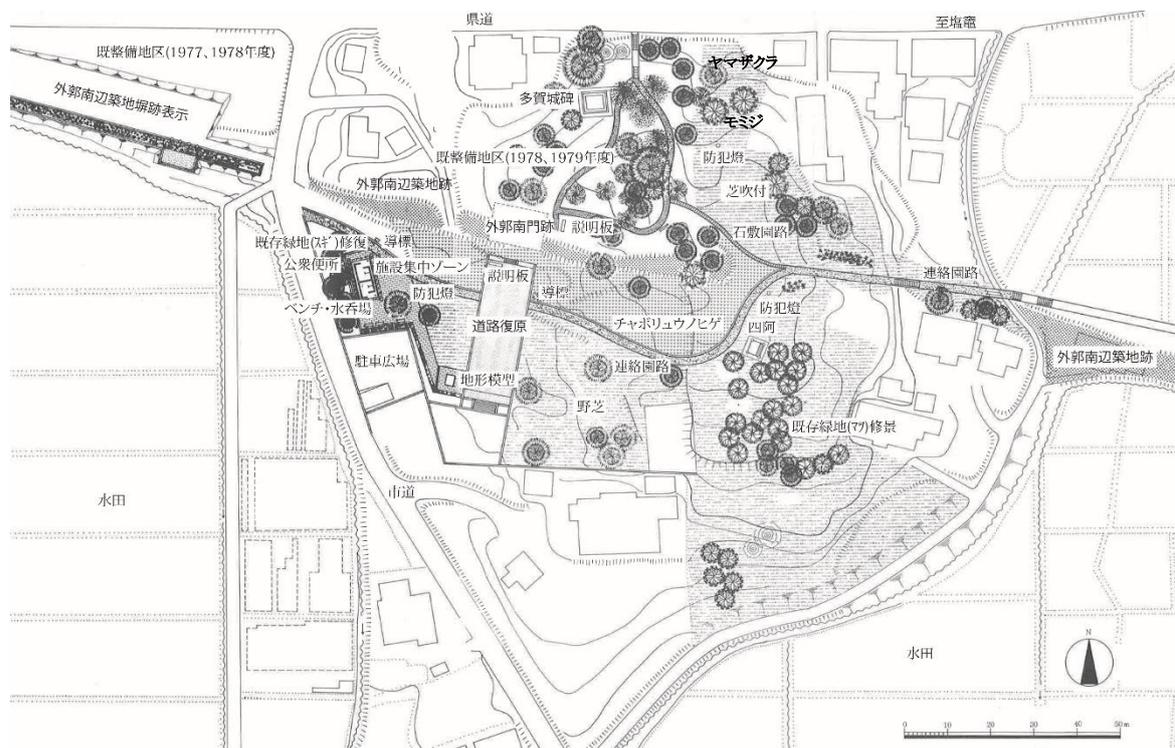


図5 南門地区の環境整備全体図

(7) 東門・大畑地区

昭和 48 年度に最初の整備を実施し、築地堀跡に若干の盛土をしてササ類を植栽し、東門の基壇を表現した盛土法面及び整備範囲のグラウンドカバーにコウライシバを植栽した。平成 4 年度から平成 11 年度にかけて実施した再整備に伴い、奈良時代の築地堀跡の表現として、土塁状に盛土整形した箇所にはコグマザサを植え、地表に高まりとして表現したい箇所にはドウダンツツジとボケを列植した。また、東縁部で検出され遺構表示した長大な南北棟掘立柱建物跡の南北には緑陰形成と鑑賞のため、北側には東門跡から建物表示が見通せるようにウツギ等の低木を中心とし、独立的にイロハモミジ、ハルニレの高木をまじえた樹木を、南側では、園路西側を春の花が楽しめる各種のサクラとし、東側はイロハモミジ、ヤマボウシ、キンモクセイ等紅葉と花の芳香を楽しめる樹種を植栽し変化を付けた。西側の平安時代の遺構表現では、実務官衙を画する材木堀をドウダンツツジで表現し、東門跡を挟んで南側にはミヤギノハギやヤマブキ等の低木を、北側の市道に沿ってエゴノキ、ガマズミ等の高木に低木を加えて雑木林風の姿をめざした。市道との境界にはニシキギを生垣として植栽した。

(8) 六月坂地区

昭和 49 年度の整備に伴い、東西道路の南に沿ってマサキを生垣状に列植し、北側には、手前にサザンカ、ドウダンツツジ、レンゲツツジ、カイドウ、キンモクセイ、ジンチョウゲ、モミジ類を、後方には整備範囲を区切るようにアカマツを植栽した。遺構表示部分の南の市道沿いにはシラカバを、地区内全体にソメイヨシノとシダレザクラを点在させて植栽し緑地環境を整えた。

(9) 北辺地区

平成元年度から平成 4 年度にかけて実施した整備に伴い、休息展望所と石敷広場、木道部分の樹木の伐採、築地堀跡の上に生えた樹木の間伐、除草・伐根を実施した。平成 18・19 年度の再整備の際にも樹木の間伐を実施した。

(10) 多賀城廃寺跡

当地区は整備以前には下草やササ類が密生したアカマツ・スギ林であった。昭和 41 年度から昭和 43 年度に当時の多賀城町によって整備は実施されたが、それに先立ち組織された特別史跡多賀城跡附寺跡環境整備委員会によりまとめられた環境整備要綱には、地域内により多くの緑を残すという方針が示された。それに則り、下草やササ類の除去と遺構を破壊する危険のある高木の伐採にとどめ、新たな植栽については、高木は遺構保護のため、地区北半部の縁にケヤキ 15 本の植栽のみとし、灌木を市道側の緩衝材としてドウダンツツジ、アセビ、ヒイラギナンテンを植栽した。また、築地堀跡の復元盛土の上にイヌツグを植栽し、

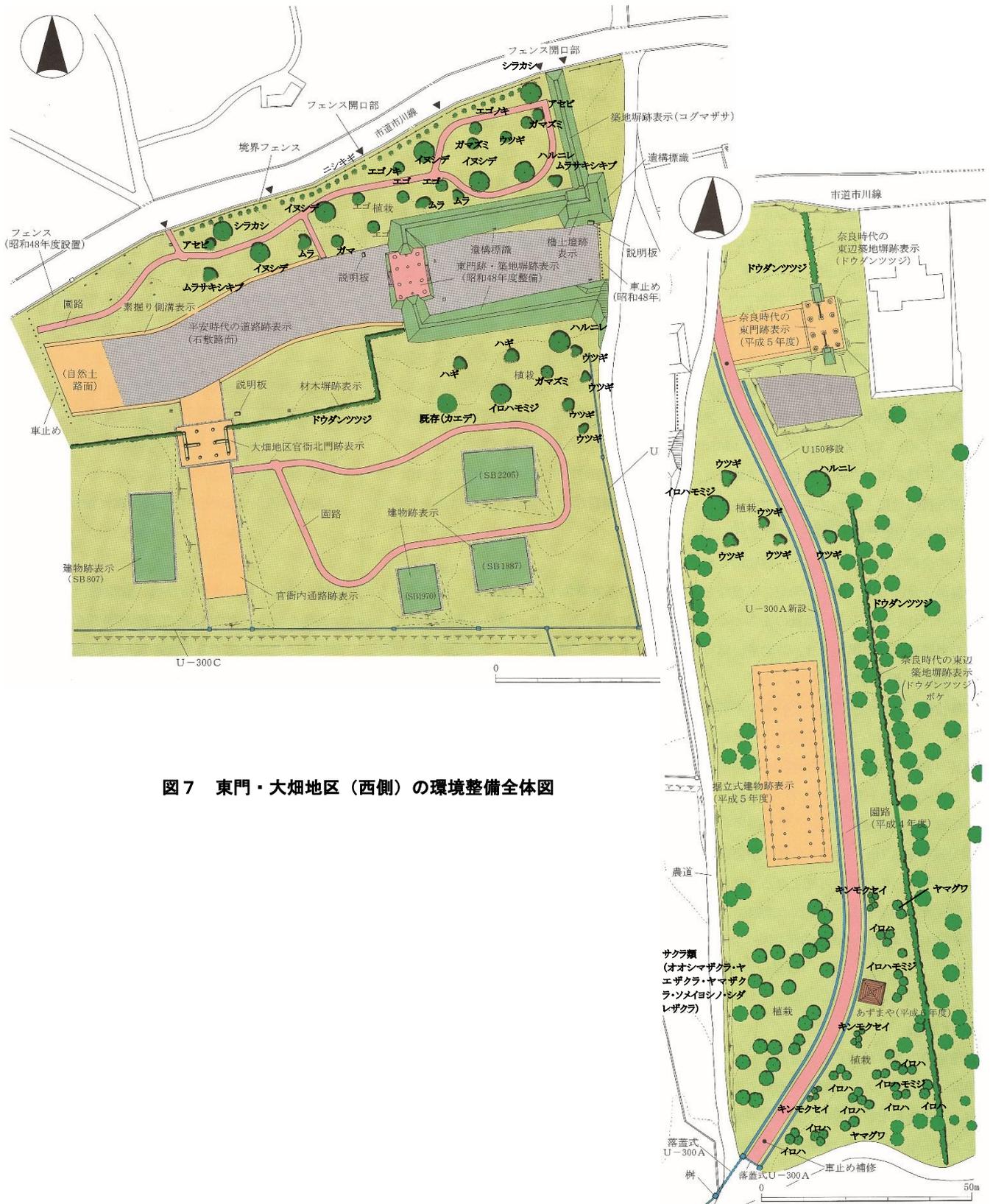


図7 東門・大畑地区（西側）の環境整備全体図

図8 東門・大畑地区（東側）の環境整備全体図

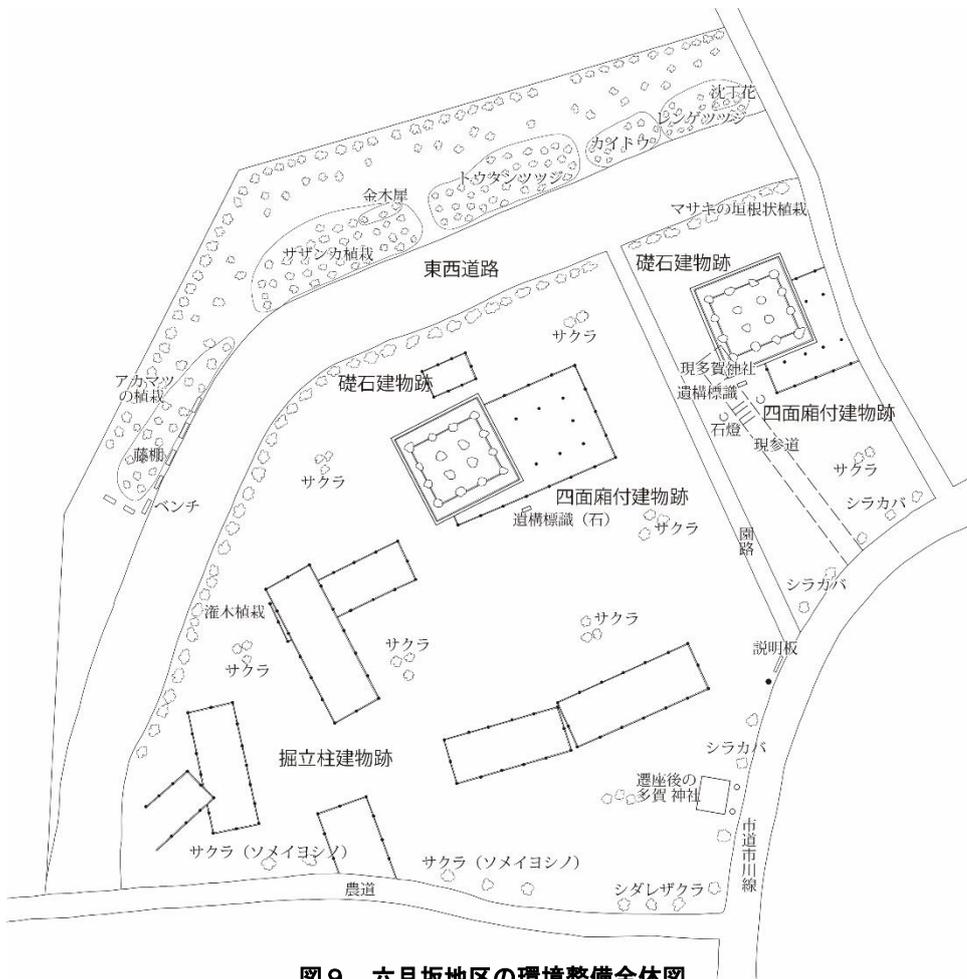


図9 六月坂地区の環境整備全体図



図10 柏木遺跡の環境整備全体図



政庁地区の当初の植栽



政庁地区の当初の植栽



南辺東地区のあやめ園（市教委提供）



植栽による遺構表示（東門・大畑地区）



名所となっているソメイヨシノ（六月坂地区）



多賀城廃寺跡の当初の植栽



整備による植栽の様子（柏木遺跡）



花壇による遺構表示（山王遺跡千刈田地区）（市教委提供）

5. 現況と課題

(1) 現況

特別史跡多賀城跡附寺跡は、指定面積が 107.7ha という広大な面積を有し、その立地も丘陵から水田・湿地というように変化に富んでいる。以下に、整備基本計画において分類した地区ごとの植生の様相を抽出し、それぞれの現況や特徴について、前節でみた環境整備事業で実施した緑化修景とそれ以前、あるいはその後の自然植生がどのような景観を形成しているかという視点から述べる。なお、環境整備地のうち、遺構の復元展示が実施された部分を遺構展示地区、遺構展示地区の周辺の地域を遺構保護園地地区とする。

① 整備基本計画の地区毎の様相

a. 政庁地区

S 重点遺構保存活用地区で、北辺築地堀跡に沿って、正殿北西側には整備により植栽されたソメイヨシノとクロマツなどが、正殿北東側には多賀城神社の社林であったエノキ、クヌギ、ケヤキ、ヤマザクラなどがある。正殿前の石敷広場に残るサクラの古木は、正殿とセットとなる特徴的な風景となり親しまれ、また、花見のシーズンには北西側のサクラ類と相まって多くの人々が訪れている。政庁内の遺構表示部分以外には整備によりシバが張られているが、シロツメクサ、イネ科植物なども繁茂し、季節によりシバが隠れる状況となっている。西辺築地堀跡の外側に沿って、スギやタケ類が生えており、植生により人工物が遮られ、ほぼ独立した空間を形成している。

b. 政庁南面地区

S 重点遺構保存活用地区で、政庁南大路北側の階段の東西両側は、整備により植栽されたソメイヨシノ、クロマツ、サザンカ、ネズミモチ、イヌツゲ、ツツジ、サツキなどに加え、その後自生したクリ、コナラ、ケヤキなどが繁茂する雑木林となっている。昭和 61 年度と平成 28 年度に間伐を行い、現在は樹幹越しに政庁地区から城前地区への眺望が確保されている。政庁南大路階段下にはネムノキとトネリコがみられる。政庁南大路の南部には、かつて NPO 法人により植栽されたミヤギノハギにより道路幅が示され、同じく政庁南大路南東部にはアヤメが植栽されていた。南西部の鴻の池地区は中央の湿地帯にカヤツリグサやセリ、ガマなどの湿地性植物が生え、周囲にサクラ類やザクロなどが僅かに認められる。当地区西縁部には植林されたウメ林とスギ林があり、その縁辺付近を中心にケヤキ、サクラ類、モウソウチクなどがみられる。南西部の市道新田浮島線と市道水入線の交差点の道路脇には宅地に植えられたアカマツの大木が残り、南門付近のランドマークとして南から政庁を望む風景のアクセントともなっている。政庁南面の最も人目につく空間であるが、前面には湿地、草場が広がり、中央の政庁の両側には樹木が生い茂り、良好な緑地景観を形成している。

c. 南門地区

S重点遺構保存活用地区で、北側の多賀城碑周辺から北東部にかけて整備により植栽されたヤマザクラとモミジ類などや、江戸時代末期に発芽したクロマツ、大正4年に大正天皇即位記念風致林として植えられたアカマツ、スギなどのほか、エドヒガン、ソメイヨシノ、シダレザクラ、イロハカエデなどが見られる。南門と多賀城碑周辺では数次にわたる発掘調査により伐採された木もある。南門跡と築地塀跡には整備により植栽されたコグマザサやチャボリュウノヒゲなどがわずかに残り、多賀城碑の東側にはその後植栽されたオオウバユリがみられる。東部の、丘陵の最も高い位置にある四阿の南のアカマツ林は、良好な風致景観を形成し、名勝「おくのほそ道の風景地 壺碑」の重要な景観ともなっている。西側トイレ周囲のスギや東辺から南辺にかけてアジサイ、モミジ類、カキ、イチイ、イチジクなどがみられるが、これらはスギやマサキなどの生垣とともに旧宅地の庭木であったものであり、やや人工的ける。

d. 南辺東地区

南辺の築地塀跡に沿うS重点遺構保存活用地区は整備されており、築地塀跡には地被植栽として、コグマザサやノシバが植えられている。B緑地環境保全地区にまたがる雀山にはコナラ、ケヤキ、ミズキ、キリ、ネムノキなどからなる雑木林があり、適度な密度の樹木は良好な里山景観を形成している。雀山の北面裾部に設けられた園路沿いにはヤマザクラ、ハンノキ、ドウダンツツジ、ミヤギノハギ、アジサイ、ササ類などが植栽されている。南東裾部はスギ林となっており、視覚的に多賀城の外郭南東隅部の地形がわかりにくくなっている。C湿地環境保全地区の北部はあやめ園となっており、5月から7月のハナショウブ、アヤメ、カキツバタの開花期には華やかな景観が広がる。周囲には、サクラ類、モミジ類、ケヤキなどがある。南側の県道泉塩釜線に沿って市公園課により日本各地のサクラが植えられている。当地区は中央公園として整備が進められている。

e. 南辺西地区

北東部のS重点遺構保存活用地区は整備されており、築地塀跡を表現した2列に列植されたイヌツゲは高さ2mに成長し、良好な景観を形成している。西側のAⅡ遺構等保存活用地区は畑地と民家であり、庭木が植えられている。南側の大部分はC湿地環境保全地区であり、東側の水田、西側丘陵部の畑地は史跡の良好な遠景を確保している点においても重要である。

f. 館前遺跡

南側のS重点遺構保存活用地区は、平坦面は草地として管理され、その周りの北側と西側の斜面の下にウメ林がある。北側のAⅡ遺構等保存活用地区は畑地と民家であり庭木が植

えられている。その周囲はC湿地環境保全地区として水田と畑地となっている。JR国府多賀城駅、東北歴史博物館からのアプローチルートとして比較的良好な緑地景観を形成している。

g. 作貫地区

北側が整備されたA I 遺構等保存活用地区で、整備された一部の土塁の上には遺構表示としてアセビが植栽され、園路沿いには部分的に生垣状のツツジやツバキなどが植栽されている。遺構展示地区の東側には市の保存樹木として指定されている「作貫の木蓮」があり、花の季節にはスギに囲まれた整備地の単調な空間に彩りを添えている。遺構展示地区の周囲はB緑地環境保全地区で、ヒサカキ、ヤマブキ、アオキなどが混ざるスギ林である。このスギ林は、昭和62・63年度に約1,000本間伐されているが、その後の年月の経過によりかなり成長し、遺構展示地区が閉鎖的な空間になり、周囲からもその存在が分からなくなっている。南側にはアカガシ、シロダモ、イヌシデ、モミ、ヤマザクラ、アオキ、アスナロなどからなる雑木林があり、旧畑地にはクリが植えられている。市道新田浮島線に沿う民家には庭木が植えられている。低地はC湿地環境保全地区で、南側の市道新田浮島線に沿う民家には庭木が植えられ、その北側は畑地となっている。

h. 東門・大畑地区

広い範囲がA I 遺構等保存活用地区で、北から東側にかけて整備された遺構展示地区である。奈良時代の東辺築地堀跡のうち高まりとして残存していない南側では、ドウダンツツジとボケを列植して位置を示している。東側の、長大な南北棟掘立柱建物跡の周辺には緑陰形成と鑑賞のため、北側にはウツギ、イロハモミジ、ハルニレなど、南側には各種のサクラ類、イロハモミジ、ヤマボウシ、キンモクセイ、ヤマグワ、ボケなどが植栽されている。この他の遺構表示や区画として、リュウノヒゲ、ドウダンツツジ、コグマザサ、ミヤギノハギ、ヤマブキ、エゴノキ、ガマズミ、ニシキギなどが植栽されている。東辺には、イヌシデ、ヒノキ、スギ、モミ、ウワミズザクラ、シロダモ、ヤブツバキ、ミヤコザサ、イタヤカエデ、コハウチワカエデ、ケヤキなどがあり、史跡の東辺を画する機能も果たしている。南側には畑地と草場が広がり、畑地では小学生等の体験学習の場としてソバなどが植えられている。西側のA II 遺構等保存活用地区は畑地と民家であり庭木が植えられている。地区に大きく広がる環境整備地区と畑地は開放感があり、周囲の樹木と相まって良好な緑地景観を形成している。

i. 東辺地区

広い範囲がA I 遺構等保存活用地区で、斜面がB緑地環境保全地区である。北と南に畑地がある他はスギ林と雑木林である。スギ林を挟んでその南北には、ヤマザクラ、ケヤキ、コ

ナラ、カヤ、クヌギ、キリ、カエデ、ツバキなどからなる雑木林がある。北端には実の収穫を目的としたオニグルミ、クリなどが植栽されている。地区のほとんどが林地と畑地であり史跡の東南辺を画する機能も果たしている。

j. 政庁東方地区

東側の平坦地はAⅠ遺構等保存活用地区で畑地である。西側の斜面はB緑地環境保全地区で、環境整備の初期に植栽されたソメイヨシノやクロマツ、サザンカ、ネズミモチ、イヌツゲ、ツツジなどが成長し、その中に市の保存樹木として指定されている「政庁跡のこぶし」がある。また、南の一部には植林されたスギの他に、ケヤキ、コナラ、クリ、カヤ、コブシ、サクラ類、ウワミズザクラ、クルミなどからなる雑木林がある。南側の市道市川線沿いはAⅡ遺構等保存活用地区で、寺院と墓地の周囲にはサクラ類やキリ、ツツジ、シャクナゲ、ビワ、シュロなどの庭木が植えられている。政庁東側の景観を良好なものとしているが、一部密集し、景観や眺望を阻害している部分も認められる。

k. 六月坂地区

ほとんどがAⅡ遺構等保存活用地区で、中央部の遺構展示地区では、東西道路の南側にマサキを生垣状に、北側にはサザンカ、ドウダンツツジ、カイドウ、レンゲツツジ、ジンチョウゲ、キンモクセイ、フジ、アカマツなどが、市道市川線に沿ってシラカバが植栽されている。遺構展示地区にはサクラ類（ソメイヨシノ・シダレザクラなど）が植栽されており、中央付近にあるソメイヨシノの巨樹2本は「夫婦桜」と名付けられ、花見のシーズンには多くの人を訪れている。東から南にかけての市道市川線沿いの民家の周囲には庭木が植えられている。北部から西部は北辺の林地の一部であり、いくつかのスギのまとまりとともに、北辺地区と同様の樹相の雑木林が広がる。市の保存樹木として指定されている「大畑のいちよう」が東側に、「五輪屋敷の椿群」が西側にある。南部にB緑地環境保全地区があり、スギのほか、ケヤキ、コナラ、ツバキ、モウソウチクなどからなる雑木林である。市道市川線沿いなどの民家には生垣や竹矢来がみられる。市道市川線に沿って民家の屋敷林や環境整備地、畑地が広がり、その北の畑地、北辺地区の林地からなる緑地景観は良好である。

l. 政庁西方地区

ほとんどがAⅡ遺構等保存活用地区で、政庁西辺築地塀跡の脇には、スギ、サクラ類、ケヤキ、クヌギ、エノキなどがある。南部はウメ林のほか、スギ、モウソウチク、ツバキ、ケヤキ、アオキなどからなる雑木林である。南側の斜面はB緑地環境保全地区があり、スギ、モミ、モウソウチク、アオキなどからなる雑木林である。市道市川線沿いには民家が並び、その周囲には各種庭木が植えられている。当地区から金堀地区、西門・五万崎地区を通る市道市川線に沿って民家が連なるが、屋敷林や庭木が繁茂し適度な緑地景観を形成している

が、庭木には外来種も認められる。

m. 西門・五万崎地区

ほとんどがAⅡ遺構等保存活用地区で、東側の市道市川線沿いには民家が連なり、庭木が植えられている。北から西側にかけての斜面はB緑地環境保全地区であり、北辺地区と同様の樹相で、スギの混ざる雑木林が広がる。西側には畑地が広がり、畑地に沿ってスギが列植され、ツバキ、ケヤキ、クリなどからなる雑木林が散在する。当地区から金堀地区の斜面には北辺地区に続く林地が広がり、良好な緑地景観を形成している。

n. 金堀地区

平坦地がAⅡ遺構等保存活用地区で、東側の市道市川線沿いには民家が連なり、庭木が植えられている。西側は畑地であり、その東西に位置する斜面はB緑地環境保全地区で、北辺地区と同様の樹相の雑木林である。東側の貴船神社には市の保存樹木として指定されている「貴船神社の檜の木」(ウラジロカシ)とスギやシラカシ、モミ、カエデ類、ツバキ、ムラサキシキブ、アオキなどからなる神社林がある。

o. 西辺地区

西側がAⅡ遺構等保存活用地区、東側がC湿地環境保全地区である。北端が湿地である他はいずれも水田及び畑地で、公有地化された範囲は草地である。指定地内には人工物はなく、指定地外の西側にも北端のゴミ焼却施設を除いて水田・畑地が広がり、西側の開放的で良好な景観を確保している。今後もこの景観を保持していくことが必要である。

p. 北辺地区

南東部はAⅠ遺構等保存活用地区で、コナラ、サクラ類、ケヤキ、クリ、エゴノキ、イヌガヤ、ミズキ、イヌシデ、イタヤカエデ、ヒノキなどからなる雑木林と畑地である。東側の総社宮の周囲にはスギ林があり、その中に市の保存樹木として指定されている「陸奥総社宮の老杉」がある。北辺と遊歩道の周囲はAⅠ遺構等保存活用地区、それ以外はB緑地環境保全地区であり、遊歩道や旧道、畑地などに沿ってスギが植林され、その他はモミ、コナラ、サクラ類、マツ、ケヤキ、オニグルミ、エノキ、カヤ、ミズキ、アカシデ、イヌシデ、ホオノキ、キリ、シロダモ、ネムノキ、エゴノキ、キハダ、シラカシ、イタヤカエデ、ウリハダカエデ、ツバキ、サンショウ、ウルシ、アオキ、ハシバミ、ヤマツツジ、コクサギ、アオハダ、ハンノキなどからなる雑木林である。西側の遊歩道の脇にはキハダの巨木がある。低丘陵の地形とともに良好な景観を形成しているが、手入れされていないスギ林とそれに絡まるツタ類、クズなどは良好な景観の阻害要因となっている。

q. 多賀城廃寺跡

平坦地がAⅡ遺構等保存活用地区で、整備により復元された築地堀跡の上部にイヌツゲ、斜面にはコウライシバが張られ、道路沿いにはドウダンツツジ、ヒイラギ、サクラ類、アジサイなどが植栽されている。東側の整備された範囲はアカマツを中心とした樹林、西側は民家と畑地、コナラ、クリ、クヌギ、ヤマウルシ、ウワミズザクラ、ウリハダカエデなどからなる雑木林である。南斜面はB緑地環境保全地区で、アカマツ、コナラなどからなる雑木林である。住宅地に面する良好な緑地として市民に親しまれている。

r. 山王遺跡千刈田地区

AⅡ遺構等保存活用地区で、公園として整備され、花壇により建物跡や井戸跡を表現し、周囲を芝地としている。周囲の一部にはソメイヨシノが植栽されている。JR陸前山王駅前の公園として、市民参加の花壇運営など市民に親しまれている。

s. 柏木遺跡

AⅡ遺構等保存活用地区で、整備により、製鉄炉や窯跡などの遺構をリュウノヒゲにより表現し、隣接住宅のプライバシー保護のため、北辺を中心にクヌギ、コブシ、ミツバツツジ、アセビ、エゴノキ、ウツギ、ガマズミ、イロハモミジなど、周囲の擁壁上にはヒラドツツジ、生垣としてマサキが植栽されている。住宅地内に位置し、史跡公園として適度な緑地景観を提供している。

② 保存樹木

多賀城市が樹木の保護を目的に指定したもので、17件中7件が特別史跡とその周辺に分布している。

指定番号	樹種	地区	所在地
3	貴船神社の檜の木	金堀地区	市川字金堀3
4	陸奥総社宮の白木蓮	(指定地外)	市川字奏社25
5	陸奥総社宮の老杉	北辺地区	市川字奏社1
6	政庁跡のこぶし	政庁東方地区	市川字城前19
7	五輪屋敷の椿群	六月坂地区	市川字丸山1
16	作貫の木蓮	作貫地区	市川字作貫
17	大畑のいちょう	六月坂地区	市川字大畑

③ 植生の特徴

多賀城跡の植生は、大きく以下のように分類できる。

- イ. 東辺地区、北辺地区から西門・五万崎地区にかけての斜面を中心に分布する雑木林
- ロ. 北辺や作貫地区、民家や畑地の周囲に植林されたスギの林
- ハ. 市道市川線、市道新田浮島線沿いを中心に所在する民家に植えられた庭木類
- ニ. 環境整備事業、公園整備による植栽
- ホ. 神社周囲の鎮守の森
- ヘ. 水田・畑地、果実の収穫のため植えられたウメ林、クリ林などの生産緑地
- ト. 政庁の周辺に点在する市が指定する保存樹木

多賀城跡周辺の丘陵の森林植生は、針葉樹のモミと落葉広葉樹のシデ類、コナラ、ヤマザクラ類との針広混交林であったと思われる。その後、開発等による人為的な伐採が繰り返され、自然発生してできた二次林、いわゆる雑木林となっている。存在する樹種は、全国どこの雑木林にもみられるもので構成されており特に変わった樹種が存在するわけではない。ただし、宅地や畑地との境である林縁などに、僅かではあるが在来種ではない樹木（ゲッケイジュ、カキノキ、イチョウ、ウメなど）や暖地性のシュロなどが見受けられる。また、ササ類が密生したり、ツタ類が繁茂し、景観や樹木の生長、樹林への立ち入りを阻害しているところも認められる。

スギは、主として戦後に植林されたもので、一定の範囲にまとまりスギ林を形成している。しかし現在は、間伐、枝払いなどの手入れがあまりなされず、樹間に実生のケヤキ、サクラ類、シデ、ツバキ、カヤなどが、場所によっては大木となっている。

政庁南面地区の湿地帯は、ほぼ自然のままであるがクレソン（オランダガラシ）などの外来種も入り込んでいる。

民家の庭木には、在来種や外来種、在来種でも関東以西の照葉樹林帯の樹種など様々な種類の樹木が植えられている。生垣も同様であり、公有地化して立ち退いた民家の跡地にもそれらが残っているところもある。また、ガーデニングなどにより外来種の草花が数多く植えられている。

環境整備による植栽は、在来種に限定するなど樹種についてほぼ問題はないが（キンモクセイのように外来種を植栽している場合もある）、整備開始からかなりの時間が経過しており、枯損したり他の植生に遷移するなど当初とは植生が変化している場所も見受けられる。なお、六月坂地区などに植えられているサクラ類には、ソメイヨシノやシダレザクラなどの江戸時代以降に生み出された園芸品種が認められる。あやめ園にも、ハナショウブなどの園芸品種が数多く植えられている。

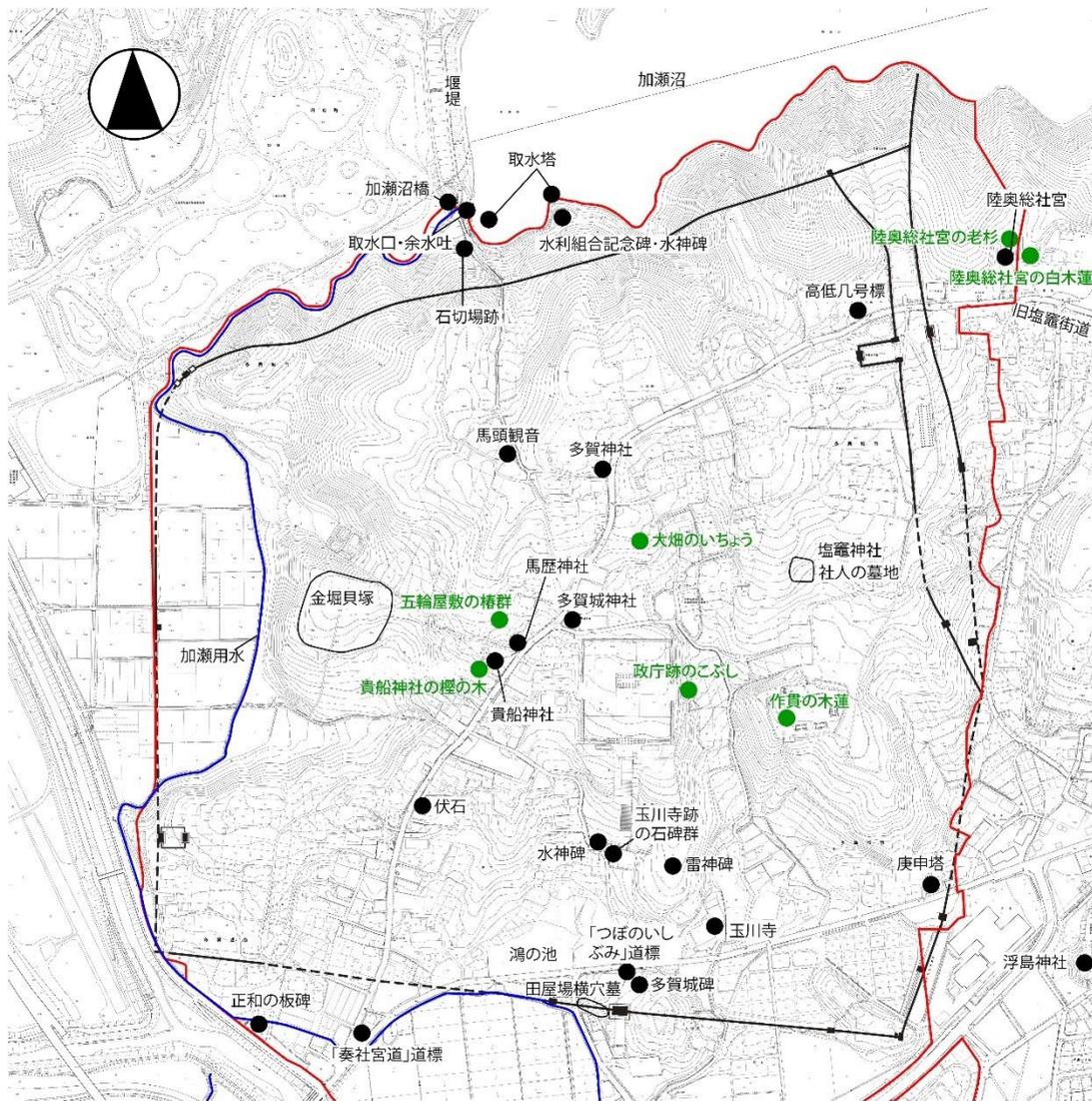


図 11 多賀城跡内の多賀城市保存樹木の位置図



貴船神社の榿 (左)
大畑のいちよう



(2) 課題

地区毎の現況や特徴の抽出から見えてきた課題について以下に述べる。

① 樹根の影響

東辺北部や北辺地区には築地堀跡の高まりが比較的良好な状態で残存しているが、その上やすぐ脇に各種の樹木が生えており、中にはかなり高木化したものも認められる。樹種によってはかなり地中深くまで根が張り、遺構を破壊している可能性がある。また、倒伏により根とともに土が持ち上がって遺構を破壊することも想定される。

また、整備した石敷きや簡易アスファルト等による園路が、根により持ち上げられている状況も認められる。

築地堀跡や礎石建物などのような顕在遺構の場合は、樹根の影響について判断可能であるが、通常地下遺構についても、周囲の発掘調査によりその存在が想定される場合には樹根の影響について注意が必要である。

同様のことは、植栽された場所においても注意すべきで、政庁正殿前のサクラ類などの根も石敷遺構に影響を及ぼしている可能性がある。また、多賀城廃寺跡の築地堀跡表示の上や脇には大きく成長したアカマツなどの根が張り、復元築地のみならず地下遺構へも重大な影響を及ぼしている可能性がある。このように史跡内各所における樹根の遺構等への影響を把握し対応することが必要である。

② 眺望

樹木の定期的、計画的な管理、伐採が十分ではないため、樹木などにより眺望が阻害されている例が散見される。作貫地区西側には、西側の沢を挟んで政庁を望むことを意図して政庁地区の説明板を設置しているが、前面のスギが繁茂し政庁などが全く望めない状況となり本来の目的が達成されていない。同じく作貫地区南東側の休憩展望所は、多賀城跡の南東部から城外の南部を望める位置に設置したが、やはり前面の畑地に植栽されたクリや、周囲のスギなどが生長し眺望がかなり阻害されている。北辺地区の園路やデッキなどからは加瀬沼の眺望も想定されているが、樹木や下草が繁茂しほとんど見る事が出来ない。

③ 管理の計画性

植栽や樹木の管理にあたっては、その生育の特徴を十分把握した上で成長・繁茂の長期的な視点からの計画性が求められる。その際、眺望や景観に配慮することはもとより、特に環境整備により新たな植栽を行う場合には、枝や落ち葉による周囲の民地などへの影響について十分に配慮することが必要である。

また、市道沿いを中心に所在する民家については、特に市道市川線沿いは歴史的景観を目指すことを住民の理解を得ながら、緑化修景を進めることが必要となる。

④ 景観

環境整備が実施され、遺構が植栽により表現されているものの、周囲の樹木の繁茂による非顕在化や植栽による境界表示との区別が曖昧になっている例が散見される。

作貫地区は周囲がスギに囲まれており、閉鎖された空間として圧迫感を感じさせ、周辺からはスギ林としか映らず、良好な景観とは言い難い。北辺から東辺に残存する外郭築地堀跡は、土手状の高まりが続く顕在遺構であるが、周囲の樹木が繁茂して見通しが悪くなっており、その長大さを実感できにくくなっている。多賀城廃寺跡の築地堀跡は盛土上部にイヌツゲを植栽し表示しているが、市道との境界の植栽と類似し表現効果が薄れている。

⑤ 樹種について

民家の庭木を中心に、外来種や新しい園芸品種、在来種だが暖地性（あるいは寒地性）でこの地域では本来生育していない樹種が認められる（スギやモウソウチク、ソメイヨシノなど）。古代の植生に統一するならば、それらは史跡内の景観としては相応しいものではない。特に、環境整備により植栽された樹種でも外来種や新しい園芸品種があり、それらについては計画的な伐採などが必要と思われる。



遺構表示の現況（東門・大畑地区）



スギ林の現況（北辺地区）



スギによる眺望の阻害（作貫地区）



在来種ではない庭木（政庁地区）



政庁地区から南面地区への見通し



樹木根の影響（多賀城廃寺跡）



民家の植栽（西門・五万崎地区）



点在するスギ林（北東から）